

令和4年9月第20回亶理町議会定例会会議録（第1号）

○ 令和4年9月1日第20回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10 番	木村 満
11 番	森 義洋	12 番	渡邊 健一
13 番	澤井 俊一	14 番	佐藤 正司
15 番	鈴木 高行	16 番	熊田 芳子
17 番	鈴木 邦昭	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	千 葉 文 彦
総務課長	齋 義 弘	企画課長	宍 戸 和 博
財政課長	大 堀 俊 之	税務課長	佐 藤 文 行
町民生活課長	鈴 木 秀 昭	福祉課長	佐 藤 育 弘
長寿介護課長	橋 元 栄 樹	子ども未来課長	岩 泉 文 彦
健康推進課長	齋 藤 彰	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	関 本 博 之	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	佐々木 厚	上下水道課長	齋 藤 秀 幸
会計管理者兼会計課長	岡 崎 詳 子	教育課長	奥 野 光 正
教育次長	南 條 守 一	教育総務課長	太 田 貴 史
生涯学習課長	片 岡 正 春	農業委員会事務局長	菊 地 邦 博
選挙管理委員会書記長	齋 義 弘	代表監査委員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西 山 茂 男	参事兼庶務班長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

## 議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 所管事務調査の報告

日程第4 提出議案の説明

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實議長） おはようございます。

これより令和4年9月第20回互理町議会定例会を開会いたします。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、5番 安藤美重子議員、6番 大槻和弘議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實議長） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から16日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 9 月 16 日までの 16 日間に決定いたしました。

#### 議長諸報告

議長（佐藤 實議長） 次に、諸般の報告をいたします。

第 1、地方自治法第 121 条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第 2、町長提出議案についてであります。町長から、議案 10 件、諮問 1 件、報告 5 件並びに令和 3 年度各種会計決算認定案 10 件の合計 26 件の議案が提出されております。

第 3、一般質問についてであります。一般質問の通告を 11 名から受理しております。

第 4、請願・陳情等についてであります。陳情 2 件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第 5、各常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

第 6、議員派遣の件について、会議規則第 126 条第 1 項ただし書の規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定いたしましたので報告いたします。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり、議員派遣結果報告書 2 件が提出されておりますので報告いたします。

第 7、監査委員から財政援助団体等監査結果報告書並びに例月出納検査結果報告書及び随時監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第 8、閉会中の議会及び議長の動向について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第 3 所管事務調査の報告

議長（佐藤 實議長） 日程第 3、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

まず初めに、総務常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔総務常任委員長 登壇〕

総務常任委員長（鈴木高行委員長） 報告書の朗読をもって調査報告といたします。

令和4年8月19日

亘理町議会

議長 佐藤 實 殿

総務常任委員会

委員長 鈴木 高 行

#### 所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

#### 記

##### 【調査事項】

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 調査事項            | 定住化対策に伴う町有地の利活用について                                   |
| 2 調査年月日及び<br>調査内容 | ①令和4年6月13日（月） 財政課から説明<br>②令和4年7月14日（木） 福島県伊達郡桑折町へ行政視察 |
| 3 出席委員            | 委員長 鈴木 高行 副委員長 小野 一雄<br>委員 佐藤 邦彦 委員 木村 満<br>委員 佐藤 正司  |
| 4 調査の目的           |   |

全国的に加速する少子高齢化、人口減少へ対応するべく、各自治体における移住・定住対策は、重点施策のひとつに位置付けられている。

本町は、令和2年1月の役場新庁舎移転に伴い、旧役場庁舎跡地の活用を、令和4年3月の一般質問において町長は、「基本的に売却する方向とし、可能であれば、隣接する土地所有者の皆様と協調して宅地開発を進め、定住の促進を図ってまいりたい。」と答弁されており、旧役場庁舎跡地に限らず、今後町営住宅の集約化や小中学校の統廃合、学校給食センターの移転を進めていく中で、その跡地となる町有地を有効活用し、定住化対策を講ずるべきと考える。

については、旧役場庁舎跡地となる町有地の宅地売却実績があるとともに、

種々の移住・定住対策事業を行っている福島県伊達郡桑折町への行政視察を行った。

## 5 調査の概要

現在、本町の主な町有地として挙げられる旧役場庁舎跡地の進捗を確認すべく、6月13日に財政課から説明を受けた際に、「早期売却に向け、周辺状況を含め方向性を検討するとともに、不動産業者からも情報収集を行っている。」との現状報告があり、その状況を踏まえ、福島県伊達郡桑折町の行政視察を行った。

桑折町は、福島県中通り北部に位置し、県庁所在地である福島市に隣接する、人口1万1,568人、面積42.97平方キロメートルの町である。果物の生産が盛んで、福島県の中でも特に高品質な桃を提供し、26年以上連続で皇室・宮家への献上桃として指定を受けており、「献上桃の郷」として知られている。

町は、平成29年8月に「新庁舎建設基本計画」を策定し、老朽化した役場庁舎から新庁舎への建設・移転を決定し、令和3年4月1日に現在の場所で役場新庁舎の供用を開始している。

旧役場庁舎跡地の活用については、令和元年6月に学識経験者、各種団体の代表、地域の住民の代表等で構成した、旧役場庁舎敷地の在り方検討委員会を設置し、同年12月、「住宅地としての活用が最も効果的である」との提言書を町長に提出し、町は検討委員会の提言を踏まえ宅地として売却する方針を決めた。

令和2年6月には、サウンディング型市場調査を実施し、「宅地整備が妥当」との調査結果を受けている。

その結果を受け、令和3年3月、試験的に旧庁舎敷地の東に位置する職員駐車場833平方メートルを宅地整備の条件付き一般競争入札で売却したのち、旧役場庁舎跡地3,953.71平方メートルを宅地として売却に着手した。

町は、売却するうえでの課題として、

- ①迅速に売却手続きを進めるにはどうするか
- ②売却時に土地状況をどうするか
- ③町の財政負担をどのように軽減するか

の3点を掲げ、庁舎内で協議し、旧庁舎を解体せずに現状のまま売却すること

で、迅速かつ財政負担の軽減が図れると判断し、令和3年6月から2ヶ月の期間を設け、宅地整備の条件を付した公募型プロポーザル（総合評価方式）での入札を実施した。

同年8月に落札業者と基本協定を締結し、現在、旧庁舎の解体作業中であり、今年の秋には全17区画の宅地分譲の開始が予定され、概ね70名の移住・定住が図れると試算している。

また、桑折町は、本町同様に緩やかながらも人口が減少していたため、平成29年度から以下のような移住・定住化対策事業を積極的に取り組んでいる。

参考資料は朗読しませんが、後ほど資料として目を通してください。

## 6 委員会の所見

桑折町は、平成29年度に旧役場庁舎跡地を宅地として売却する方針の決定と併せて、各種移住・定住対策事業を総合的かつきめ細かな施策の実施を、スピード感を持って取り組んでいる。

その結果、令和元年度以降の人口動態においては、転入出者の推移で社会増となっており、事業の成果が表れている。

本町の町有地は、町固有の資産であり町民の財産でもある。中でも旧役場庁舎跡地は、駅から徒歩10分で、小学校や児童センター、金融機関、大型商業施設が近く、子育て環境や住環境に適した良好な住宅地であるため、移住・定住者の増を目途に、子育て世帯の移住・定住者に特化し、補助金の給付や特例での固定資産税の免除を設けるなど、積極的な策を講じながら、若者世代の流入を見込んだ早期整備に着手すべきと提言する。

また今後、老朽化の進む倉庭住宅などの町営住宅の集約化や小中学校の統廃合、学校給食センターの移転等で生じた町有地については、桑折町のように、敷地あり方検討委員会やサウンディング型市場調査等の手法を用いながら、有識者や町民の声を聞き、移住・定住対策を念頭に置いた有効的な町有地の利活用を図ることを併せて提言する。

以上、報告とします。

議長（佐藤 實議長） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これをもって、総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔産業建設常任委員長 登壇〕

産業建設常任委員長（森 義洋委員長） それでは、所管事務報告書の朗読をもって報告といたします。

令和4年8月24日

亘理町議会

議長 佐藤 實 殿

産業建設常任委員会

委員長 森 義 洋

#### 所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告します。

#### 記

1 調査事項 有害鳥獣の駆除と担い手の育成について

2 調査内容

議会懇談会

懇談日時…令和4年4月12日（火）

懇談相手…宮城県猟友会亘理支部、亘理町有害鳥獣捕獲隊

亘理町有害鳥獣対策実施隊

3 出席委員

委員長 森 義洋 副委員長 高野 進 委員 結城 喜和

委員 大槻 和弘 委員 小野 明子 委員 鈴木 邦昭

4 調査の目的

近年、野生鳥獣の食害による農作物や森林への被害は看過できない状況（令和2年度における、イノシシ等による全国の農産物被害は約161億円。また、シカやクマ等による森林被害面積は全国で約6000ヘクタール）にあり、本町もその例に漏れない。

鳥獣による地域の農林業への被害の防止と、対策として効果が得られる駆



除及び今後その対策を担う人材の確保に寄与すべく、調査・提言を行う。

## 5 調査の概要

### 議会懇談会

宮城県猟友会亶理支部、亶理町有害鳥獣捕獲隊、亶理町有害鳥獣対策実施隊と有害鳥獣の駆除と担い手の育成について、現状を把握するため懇談会を開催した。

鳥獣による農林業にかかる被害防止のための特別処置に関する法律の施行以来、獣害を緊急的かつ重大な問題として、各自治体における被害対策の取り組みがなされている。増え続ける野生動物に対し行政として真に効果的な方策を講じられていくべきであり、その担い手については今後どのような支援を考えていくべきかが課題となっている。

## 6 委員会の所見

本町では有害鳥獣による被害防止（農作物の被害含む）を図るための有害鳥獣対策実施隊の担い手不足が問題となっている。令和4年3月8日現在の猟友会亶理支部の会員は47名で、平均年齢は68歳と高齢化しており、10年後は26人と予想される。また、猟友会会員の経費負担が多いこと、獣の隠れ家となる耕作放棄地等の増加も問題となっている。

当委員会としては猟友会や有害鳥獣対策実施隊の活動が今後も維持されていくこと及び有害鳥獣の隠れ家の縮減等を含む鳥獣対策計画の策定が重要であると考え、下記のとおり町長に対し提言を行う。

- ① 担い手を恒久的に育成するための町の体制整備に努めること。
- ② 猟銃及びガンロッカー購入費及び出動する際の経費の助成を検討すること。
- ③ 被害防止策として獣の隠れ家となる耕作放棄地と竹林整備や下草刈り等の実施を検討すること。対象経費については、国や県の助成金制度の活用を検討し、積極的な支援を行うこと。
- ④ 鳥獣対策計画の策定にあたっては、関係機関と連携し、各地区に応じた具体的な対策を示した計画を策定し、鳥獣被害対策に取り組むための体制づくりを支援すること。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これをもって、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、教育福祉常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔教育福祉常任委員長 登壇〕

教育福祉常任委員長（熊田芳子委員長） それでは、皆様、13ページをお開きいただきたい  
と思います。

報告書を読み上げまして所管事務調査報告といたします。

令和4年8月25日

亘理町議会

議長 佐藤 實 殿

教育福祉常任委員会

委員長 熊 田 芳 子

#### 所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

#### 記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 調査事項  | 子育て支援（認定こども園）について   |
| 2 調査年月日 | 令和4年1月28日（金）<br>令和4年7月11日（月）  |
| 3 調査内容  | 子ども未来課及び町内公立保育施設長からの説明。   |
| 4 出席議員  | 委員長 熊田 芳子      副委員長 鈴木 秀一<br>委員 鈴木 邦彦      委員 安藤美重子<br>委員 渡邊 健一      委員 澤井 俊一 |
| 5 調査の目的 |   |

「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などは社会的な課題となっている。本町においては、亘理町逢隈に幼保連携型「認定こども園」が令和5年4月の開園予定であることから、子育て支援の現状や課題を調査し子育てのニーズ、待機児童解消など、より充実した子育て環境を整える必要がある。

## 6 調査の概要

令和4年1月28日（金）に、子ども未来課より町の保育の現状や待機児童等に関する説明を受けた。

さらに、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、本委員会において先進地視察調査は自粛せざるをえないと決定し、令和4年7月11日（月）に子ども未来課をはじめ各公立保育施設長より保育目標や課題などについて調査した。

いずれの保育所も子ども達が家庭的な温かい雰囲気の中で、安心・安全に過ごしている様子が伺われた。

## 7 委員会の所見

少子高齢化が進む中で、本町の将来を担う子ども達が生き生きと活動できる場、初めての集団行動の中で様々なことを学ぶ場として、保育所の環境を整備し、安全に過ごす事が最も重要であると考えます。

乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるよう、家庭や地域と連携を図り、園の教育・保育目標が達成できるよう取り組んでいただきたい。

また、認定こども園の運営についても、町内の保育所や地域住民の方々と連携をはかり、子ども達一人ひとりの個性を大切にする園となるよう期待します。

本町としても、待機児童の解消に全力で取り組んでいただき、子育て世帯の流入を見込み先進的な子育て支援策を拡充するなど、子育てしやすい環境や施設整備を積極的に進めていくことを望むものである。

以上で報告を終わりますが、次のページに参考資料として各保育所の取組が記載されております。どうぞ皆様、後ほどお読みいただければと思います。これで報告を終わります。

議長（佐藤 實議長） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これをもって、教育福祉常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

#### 日程第4 提出議案の説明

議長（佐藤 實議長） 日程第4、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸 町長 登壇〕

町長（山田周伸町長） おはようございます。

それでは、令和4年第20回亙理町議会定例会提出議案の説明をさせていただきます。

本日、第20回亙理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案10件、諮問1件、報告5件及び認定10件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第42号「亙理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の改正に伴い、地方公務員の育児休業の要件が緩和されるようになったことから、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第43号「亙理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、所得制限を設けた上で、18歳の年度末までを対象に実施している医療費の助成に関して、子供の病気の早期発見・早期治療を支え、医療費の心配をなくすことが、子育て支援として重要であることから、所得制限を撤廃するため条例の一部を改正するものであります。

議案第44号「物品購入契約の締結について（令和4年度亙理町立小中学校電子黒板導入事業）」につきましては、去る7月22日に入札を執行した物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第45号及び第46号の「財産の処分について」につきましては、戸建災害公営

住宅のうち、荒浜の中野団地内の2件について、土地及び家屋を譲渡することから、地方自治法第96条第1項第8号及び亘理町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第47号「土地売買契約の締結について（亘理中央地区工業団地企業誘致事業）」につきましては、工業用地として亘理中央地区工業団地の一部5万.01平方メートルを7億2,500万145円で売り払うことで宮城製粉株式会社との協議が調ったことから、その売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第48号「令和4年度亘理町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,429万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億621万2,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

1款議会費につきましては、令和4年2月の「ゼロカーボンシティ宣言」に伴い、議長車をハイブリッド車へ変更するための備品購入費等として490万7,000円を追加補正するものであります。

2款総務費につきましては、初めに、一般管理経費における集会所の整備に対する助成事業になりますが、鹿島区会の集会所改修に当たり、資材高騰による事業費の増額により補助金額に不足が生じたため不足額を追加するもののほか、今泉自治会の集会所の改修に対する新規助成分を合わせて、亘理町集会所建設事業補助金110万5,000円を追加補正するものであります。次に、車両管理経費におきまして、議長車と同様に、町長車をハイブリッド車へ変更するための備品購入費等として490万7,000円を追加補正するものであります。続きまして、戸籍住民基本台帳事務経費において、戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする戸籍法の一部改正に伴い、新たな制度に基づく事務を行うためのシステム改修業務委託料1,394万8,000円を追加補正するものであります。以上が総務費の主なものであります。

3款民生費につきましては、初めに、社会福祉事務経費において、亘理神社内にある戦没者忠霊塔が経年劣化などにより塔頂部等が一部破損し、危険であること

から修繕料80万円を追加補正するものであります。次に、子ども医療費支給経費におきまして、全ての子供が平等に医療を受けられるよう、令和4年10月1日から所得制限を撤廃するため、対象者の医療費助成に係る経費として166万3,000円を追加補正するものであります。

4款衛生費につきましては、定期予防接種事業において、子宮頸がんワクチン（HPV）予防接種の積極的推奨の再開に伴い、積極的推奨の差し控えにより定期接種の対象年齢を過ぎてから自費で接種した方に対して償還払いにより実費助成を行うため、助成金97万6,000円を追加補正するものであります。

6款農林水産業費につきましては、初めに、農業振興事務経費において、令和4年3月16日発生の福島県沖地震により農業用ハウス等が被災したイチゴ生産者に対し、被災した農業用ハウス等の修繕費用の一部を支援する農地利用効率化等支援交付金1,493万4,000円を追加補正するものであります。次に、農業復興地域還元事業につきまして、新規農業者への育成支援として、就農に必要な資機材の導入に対して一部費用を助成するものであり、100万円を追加補正するものであります。また、用排水路管理経費におきましては、3月の福島県沖地震により被災した農業用幹線排水路等の災害復旧事業に係る費用の一部を亘理土地改良区に補助するもので、732万6,000円を追加補正するものであります。町単独農道整備事業につきましては、吉田浜地区農道の舗装工事費610万円を追加補正するものであります。以上が農林水産業費の主なものであります。

7款商工費につきましては、商工振興事務経費において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより落ち込んだ観光宿泊需要の回復を図るため、宿泊商品を割り引いて提供する町内の宿泊事業者に対して支援金を交付するものであり、補助金と振込手数料等を合わせて601万3,000円を追加補正するものであります。

8款土木費につきましては、初めに、道路交通安全対策事業費において、町道浜吉田駅前線道路整備事業に係る用地補償費の確定に伴い、予算残額を工事請負費へ組替えするものであります。次に、住宅管理経費におきましては、戸建災害公営住宅を譲渡希望する入居者に対し譲渡価格の一部を補助することにより、入居者の負担を軽減し譲渡の推進を図るため、戸建災害公営住宅譲渡取得支援補助金646万8,000円を追加補正するとともに、町営住宅管理運営基金費において、戸建災害公営住宅譲渡収入分の積立金2,096万円を追加補正するものであります。

9款消防費につきましては、防災対策経費において、既存の瓦ぶき屋根の改修や強風及び地震により被害を受け復旧を行う住民に対し、一定基準を満たした改修または金属屋根等へふき替えを行う場合に費用の一部を助成し、住宅耐震化の普及・啓発の促進を図るため、屋根耐風改修事業補助金496万8,000円を追加補正するものであります。

10款教育費につきましては、初めに、小学校施設管理経費において、荒浜小学校及び逢隈小学校の照明器具等の交換に伴い、P C B含有の安定器の廃棄が必要となることから、廃棄物処分及び運搬委託料として146万円を追加補正するものであります。次に、中学校施設整備事業費につきましては、吉田中学校において老朽化により給水管の配管改修が必要となったことから、工事に係る設計委託料及び改修工事費を合わせて4,000万円を追加補正するものであります。あわせて、吉田中学校屋内時計設備更新工事や逢隈中学校体育館男子トイレ配管工事などの施設改修工事等として186万円を追加補正するものであります。また、中学校施設管理経費におきましては、逢隈中学校のキュービクル交換に伴うP C B含有廃棄物の処分委託料として80万円を追加補正するもののほか、株式会社リードからの寄附を活用して各中学校が整備する図書購入費として100万円を追加補正するものであります。以上が教育費の主なものでございます。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

14款国庫支出金につきましては、初めに、社会福祉費国庫負担金において、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の確定により117万円を追加補正するものであります。次に、国庫補助金におきまして、屋根耐風事業に係る住宅・建築物安全ストック形成事業補助金248万4,000円を追加補正するほか、吉田中学校給水管改修工事に係る学校施設環境改善交付金1,346万6,000円、戸籍事務のシステム整備に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,394万8,000円を追加補正するものであります。

15款県支出金につきましては、3月に発生した福島県沖地震の被害対策に係る農地利用効率化等支援交付金746万7,000円を追加補正するものであります。

16款財産収入につきましては、戸建災害公営住宅の譲渡に係る土地建物売払収入として2,096万円を追加補正するものであります。

17款寄附金につきましては、児童福祉施設活動支援としてサントピアテニスパー

ク様より寄附を頂戴する運びとなったほか、大分県日田市様より地震被害復旧支援として、また株式会社リード様より中学校図書整備支援として、さらに伊達家歴代墓所支援を目的としたご寄附を頂いたことから、合わせて113万2,000円を追加補正するものであります。改めまして衷心より御礼を申し上げます。

18款繰入金につきましては、基金繰入金において、新規農業者の育成を支援する農業復興地域還元事業の財源として農業復興地域還元事業基金繰入金100万円を追加補正するほか、他会計繰入金において、亘理中央地区工業団地の売却に伴う工業用地等造成事業特別会計からの繰入金として7億2,500万円を追加補正するものであります。また、今回の補正の調整財源として、財政調整基金繰入金6,803万7,000円を減額補正するものであります。

20款諸収入につきましては、総務雑入において、3月に発生した福島県沖地震による被害に対して、宮城県町村会より災害見舞金100万円を、宮城県市町村振興協会より災害支援金60万円を交付されたことから、合わせて160万円を追加補正するものであります。

21款町債につきましては、吉田中学校給水管改修事業債として2,380万円を追加補正するものであります。

議案第49号「令和4年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,030万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、1款総務費において、会計年度任用職員報酬等348万7,000円を追加補正するほか、6款諸支出金におきましては、令和3年度分の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う返還金として3,798万4,000円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、3款国庫支出金において、令和3年度介護給付費交付金の確定により493万8,000円を追加補正するものであります。また、9款繰越金におきましては、額の確定に伴い繰越金35万1,000円を追加補正するものであります。

議案第50号「令和4年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,442万2,000円とするものであります。



今回の補正につきましては、亶理中央地区工業団地において宮城製粉株式会社への売却協議が調ったことから、歳入における土地売却収入として7億2,500万円を追加補正するとともに、歳出において一般会計に対する繰出金として7億2,500万円を追加補正するものであります。

議案第51号「固定資産評価員の選任について」であります。地方税法第404条第1項の規定により、固定資産評価員に千葉文彦副町長を選任するものであり、その選任に当たって同条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問案件についてご説明申し上げます。

諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、人権擁護委員6名のうち1名の委員の任期が満了しているため、新たに佐藤尚利氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第6号「令和3年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について」につきましては、平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表が求められておりますが、本町においては、令和3年度におきましても、財政健全化法に基づく4指標のいずれもが国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率についても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものであります。

初めに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、その名称のとおり赤字の状況を比率で表すものでありますが、いずれの比率におきましても黒字となっているため、数値として表せないものであります。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準25%及び財政再生基準35%となっておりますが、令和3年度の比率につきましては、令和2年度より0.3ポイント上がり5.3%となったものであります。

将来負担比率につきましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値として表せないものであり、早期健全化基準である350%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率につきましては、「わたり温泉鳥の海特別会計」、「亶理町

工業用地等造成事業特別会計」の両会計とも資金不足が生じていないため、数値として表せないものであります。

報告第7号「令和3年度亙理町水道事業会計の資金不足比率について」及び報告第8号「令和3年度亙理町公共下水道事業会計の資金不足比率について」につきましては、報告第6号と同じく資金不足が生じていないため、数値として表せないものであります。

報告第9号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、令和4年3月17日、町道南町鹿島線町道敷において発生した事故について、関係者との和解に関し、専決事項の指定第2項の規定により令和4年7月28日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

報告第10号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、椿山送水ポンプ場の漏水により発生した事故について、関係者との和解に関し、専決事項の指定第2項の規定により令和4年8月12日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

最後に、認定案件についてであります。認定第1号「令和3年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について」につきましては、令和3年度の歳入決算額163億5,625万2,000円に対し、歳出決算額158億5,551万4,000円となり、歳入歳出差引額は5億73万8,000円となったものであります。この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費等繰越額1億7,756万1,000円を差し引いた実質収支額は3億2,317万7,000円の黒字となったものであります。

この認定第1号「令和3年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について」のほか、認定第2号から認定第8号までの各種特別会計歳入歳出決算認定については会計管理者に、また、認定第9号「令和3年度亙理町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」及び認定第10号「令和3年度亙理町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」は上下水道課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

以上、提出議案等について概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜わりまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時55分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 安藤 美重子

署名議員 大槻 和弘